

<h1>静岡市報</h1>	No. 17
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

規 則

- 静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 静岡市東静岡・草薙地区におけるまちづくりランドデザイン検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・ 4
- 静岡市食品衛生法等の施行に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 静岡市吉田消防署管内倉庫火災に伴う事故に関する調査に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

清水区選挙管理委員会告示

- 公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律による清水区の投票区を設置する告示の一部改正・・ 14

規 則

静岡市規則第76号

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年7月28日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第29号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第1項第2号中「100分の5」を「負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病の発生が確定した日（以下「災害発生の日」という。）における法定利率」に改め、同条第2項中「100分の5」を「災害発生の日における法定利率」に改める。

附則第10条第1項第2号及び第2項中「100分の5」を「災害発生の日における法定利率」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第77号

静岡市東静岡・草薙地区におけるまちづくりランドデザイン検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年7月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市東静岡・草薙地区におけるまちづくりランドデザイン検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則の一部を改正する規則

静岡市東静岡・草薙地区におけるまちづくりランドデザイン検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則（令和2年静岡市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「令和2年12月31日」を「令和3年3月22日」に改める。

附則第2項中「令和2年12月31日」を「令和3年3月22日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第78号

静岡市食品衛生法等の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年8月7日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市食品衛生法等の施行に関する規則の一部を改正する規則

静岡市食品衛生法等の施行に関する規則（平成15年静岡市規則第150号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第9条第1項ただし書」を「第10条第1項ただし書」に改める。

第5条及び第6条を削る。

第7条中「別表第3」を「別表」に改め、同条を第5条とし、第8条から第12条までを2条ずつ繰り上げる。

第13条第1項及び第2項中「第4条第1項」を「第3条第1項」に改め、同条を第11条とする。

第14条の表中

「

第12条の規定による廃業等の届出書	
別表その1 危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合の管理運営基準細目3（3）ア（オ）の規定による食品衛生責任者の設置又は変更の届出書	
条例第4条第1項の規定による営業の開始又は同条第2項の規定による営業の廃止の届出書	様式第7号
条例第4条第2項の規定による内容の変更の届出書	様式第8号
条例第5条第1項の規定による集団給食の開始又は同条第2項の規定による事業の廃止の届出書	様式第9号
条例第5条第2項の規定による内容の変更の届出書	様式第10号
第8条第1項に規定する許可証	様式第11号
第8条第2項の規定による許可証の再交付申出書	様式第12号

を

第9条に規定する営業許可済の標識	様式第13号
------------------	--------

「

第10条の規定による廃業等の届出書	
条例第3条第1項の規定による営業の開始又は同条第2項の規定による営業の廃止の届出書	様式第7号
条例第3条第2項の規定による内容の変更の届出書	様式第8号
条例第4条第1項の規定による集団給食の開始又は同条第2項の規定による事業の廃止の届出書	様式第9号
条例第4条第2項の規定による内容の変更の届出書	様式第10号
第6条第1項に規定する許可証	様式第11号
第6条第2項の規定による許可証の再交付申出書	様式第12号
第7条に規定する営業許可済の標識	様式第13号

に

」

改め、同条を第12条とする。

別表その1及び別表その2を削る。

様式第1号及び様式第2号中「第14条関係」を「第12条関係」に改める。

様式第3号中「第14条関係」を「第12条関係」に改め、同様式別紙中

「

食品衛生 責任者 (受講予 定者) 生年月日	(フリガナ)	責任者区分	1 食品衛生管理者 2 栄養士
	年 月 日生	0 申請者 と異なる。 1 申請者 と同じ。	3 調理師 4 製菓衛生師 5 食鳥処理衛生 管理者 6 ふぐ処理師 7 講習会修了者 8 食品衛生指導員 9 誓約書

を

」

「

食品衛生 責任者	(フリガナ)	責任者区分	1 食品衛生監視員 2 食品衛生
		0 申請者 と異なる	管理者 3 調理師 4 製菓衛生 師 5 栄養士 6 船舶料理士

(受講予定者) 生年月日	年 月 日生	る。 1 申請者 と同じ。	7 衛生管理責任者 8 作業衛生責任者 9 食鳥処理衛生管理者 10 講習会修了者 11 食品衛生指導員 12 誓約書	に
-----------------	--------	---------------------	--	---

改める。

様式第4号中「第14条関係」を「第12条関係」に改め、同様式別紙中

食品衛生責任者 氏 名		1 食品衛生管理者 2 栄養士 3 調理師 4 製菓衛生師 5 食鳥処理衛生管理者 6 ふぐ処理師 7 講習会修了者 8 食品衛生指導員 9 誓約書	を
----------------	--	---	---

食品衛生責任者 氏 名		1 食品衛生監視員 2 食品衛生管理者 3 調理師 4 製菓衛生師 5 栄養士 6 船舶料理士 7 衛生管理責任者 8 作業衛生責任者 9 食鳥処理衛生管理者 10 講習会修了者 11 食品衛生指導員 12 誓約書	に
----------------	--	---	---

改める。

様式第5号中「第14条関係」を「第12条関係」に改める。

様式第6号中「第14条関係」を「第12条関係」に改め、同様式(表)中

食品衛生責任者設置届	6	資格を証する書面の提示	静岡市食品衛生法等の施行に関する規則別表その1 危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合の管理運営基準細目3
食品衛生責任者変更届			

	食品衛生管理者設置届	7	食品衛生管理者の履歴書、食品衛生法第48条第4項各号のいずれかに該当することを証する書面及び営業者に対する関係を証する書面	食品衛生法施行規則第49条第1項
	食品衛生管理者変更届			
	廃業等の届	8		静岡市食品衛生法等の施行に関する規則第12条

を

「

	食品衛生管理者設置届	6	食品衛生管理者の履歴書、食品衛生法第48条第4項各号のいずれかに該当することを証する書面及び営業者に対する関係を証する書面	食品衛生法施行規則第49条第1項
	食品衛生管理者変更届			
	廃業等の届	7		静岡市食品衛生法等の施行に関する規則第10条

に

改め、同様式（裏）中

「

6	食品衛生責任者	氏名	(ふりがな)	責任者区分
			年 月 日生	0 申請者と責任者が異なる。 1 申請者と責任者が同じ。
	資格		1 食品衛生管理者 2 栄養士 3 調理師 4 製菓衛生師 5 食鳥処理衛生管理者 6 ふぐ処理師 7 講習会修了者 8 食品衛生指導員 9 誓約書	

7	食品衛生管理者	設置又は変更の年月日	年 月 日	食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別	
		氏名及び生年月日	(ふりがな)	管理者区分	<input type="checkbox"/>
			年 月 日生		0 申請者と管理者が異なる。 1 申請者と管理者が同じ。
		住 所		職 名	
		職 種		職務内容	
8	廃業等の年月日	年 月 日			

を

「

6	食品衛生管理者	設置又は変更の年月日	年 月 日	食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別	
		氏名及び生年月日	(ふりがな)	管理者区分	<input type="checkbox"/>
			年 月 日生		0 申請者と管理者が異なる。 1 申請者と管理者が同じ。
		住 所		職 名	
		職 種		職務内容	
7	廃業等の年月日	年 月 日			

に

」

改める。

様式第7号中「第14条関係」を「第12条関係」に、「第4条第1項」を「第3条第1項」に改める。

様式第8号中「第14条関係」を「第12条関係」に、「第4条第2項」を「第3条第2項」に改める。

様式第9号中「第14条関係」を「第12条関係」に、「第5条第1項第2項」を「第4条第1項第2項」に改め

る。

様式第10号中「第14条関係」を「第12条関係」に、「第5条第2項」を「第4条第2項」に改める。

様式第11号中「第14条関係」を「第12条関係」に、「第53条」を「第52条」に改める。

様式第12号から様式第15号までの規定中「第14条関係」を「第12条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第79号

静岡市吉田消防署管内倉庫火災に伴う事故に関する調査に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則をここに制定する。

令和2年8月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市吉田消防署管内倉庫火災に伴う事故に関する調査に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）第2条第4項の規定に基づき、静岡市吉田消防署管内の倉庫で発生した火災に伴う事故（以下「本件事故」という。）に関する調査に係る臨時的事務を処理するための附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な細目を定めるものとする。

(名称)

第2条 附属機関の名称は、静岡市吉田消防署管内倉庫火災事故調査委員会とする。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本件事故の消防活動に対する検証及び評価について調査審議すること。
- (2) 本件事故の死傷者の発生原因の検証及び評価について調査審議すること。
- (3) 本件事故に関する再発防止策の検討及び評価について調査審議すること。

(組織)

第4条 附属機関は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 火災に係る事故調査に関し優れた識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年7月31日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第6条 附属機関に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。
- 4 委員長は、附属機関の会議の議長となる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、委員長が招集する。

- 2 附属機関は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 附属機関の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 4 附属機関は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附 則

(執行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

- 2 この規則は、令和3年7月31日限り、その効力を失う。

清水区選挙管理委員会告示

静岡市清水区選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律による清水区の投票区を設置する告示
(平成22年静岡市清水区選挙管理委員会告示第7号)の一部を次のように改正する。

令和2年8月5日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 望 月 勇 志

本則の表第25投票区の項中「及び」を「、」に改め、「3816番地)」の次に「及び三保松原町」
を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。